

入間市コミュニティバスネーミングライツ事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入間市有料広告の掲載に関する要綱 第3条の規定に基づき、入間市コミュニティバスに車両の名称を命名する権利（以下、「ネーミングライツ」という。）を売却し、それにより得られる収入をコミュニティバスの維持管理費に充当する事業（以下「ネーミングライツ事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 入間市コミュニティバスネーミングライツ事業は、コミュニティバス「ていーろーど」のうち、別に定める対象車両について実施する。

(規格)

第3条 コミュニティバスに標示する車両の名称は、入間市有料広告の掲載に関する要綱及び入間市コミュニティバスネーミングライツパートナー企業基本協定書を満たすものとする。

(資格)

第4条 入間市コミュニティバスネーミングライツ事業の趣旨に賛同し、入間市有料広告の掲載に関する要綱を満たすものとする。

(募集方法)

第5条 パートナー企業の募集は、別に定める募集要領に基づき、原則として公募により行うものとする。

(選定)

第6条 パートナー企業は、別に定める入間市コミュニティバスネーミングライツパートナー企業選定委員会（以下「選定委員会」という。）で選定後、入間市有料広告審査会（以下、「審査会」という。）において、ネーミングライツ料、契約期間、車両の名称等必要な事項を審査した上で決定する。

(契約)

第7条 選定委員会及び審査会において決定されたパートナー企業は、別に定める入間市ネーミングライツパートナー企業基本協定書により市と協定を締結する。

(契約期間)

第8条 コミュニティバスネーミングライツ事業の契約期間は、概ね10年（協定締結期間及び掲載期間は一致しない。なお、契約期間満了前に車両の滅失等があった場合は、別途協議とする。）とする。ただし、市及びパートナー企業との協議によりこれを変更又は更新することができる。

(ネーミングライツ料)

第9条 ネーミングライツ料は、別に定める募集要領に基づき決定するものとする。

2 パートナー企業は、市が指定する期日までにネーミングライツ料を納付するものとする。

(ネーミングライツ料の不還付)

第10条 納入されたネーミングライツ料は、原則還付しない。ただし、特別の理由があると認められる場合はネーミングライツ料の全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月30日から施行する。